

伊勢原市社会福祉法人設立認可等事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人の設立に関する定款の認可及び定款変更の認可（以下「法人設立認可等」という。）の事務を適正かつ効率的に処理するため、法人設立認可等の事前指導及び審査について必要な事項を定めるものとする。

(事前指導及び審査)

第2条 市長は、社会福祉法人を設立しようとする者に対し、事前指導を経たものについて、法人設立認可等の審査を行うものとする。

2 法人設立認可等の事前指導は、法人設立の必要性及び目的、実施しようとする事業の種類及び規模、法人の資産及び資金、法人の役員等法人の設立又は定款変更に必要な事項について個々具体的に行い、その指導は、法人設立認可等の申請要件等が具備するに至るまで行うものとする。

(事前指導の方法)

第3条 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び同法に基づく命令その他関係通知によって定められている基準によるほか、別表に定める指導基準に基づき、法人設立認可等の事前指導を行うものとする。

2 前項の法人設立認可等の事前指導に当たり、市長は、社会福祉法人等を設立しようとする者に対して社会福祉法人設立計画概要書（第1号様式）又は社会福祉法人定款変更概要書（第2号様式）の提出を求めることができる。

(審査の方法)

第4条 法人設立認可等の審査は、伊勢原市社会福祉法人審査会の意見を聞いた後、法人設立認可等を受けようとする者が市の求めに応じて作成した法人設立認可等についての申請書類及びそれらに基づき市が作成する法人設立認可等審査調書（第3号様式）により行うものとする。

2 法人設立認可等審査調書には、次の事項を掲げるものとする。

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 役員に関する事項
- (4) 理事に関する事項
- (5) 監事に関する事項
- (6) 評議会及び評議員会に関する事項
- (7) 社会福祉事業に関する事項
- (8) 公益事業に関する事項
- (9) 収益事業に関する事項
- (10) 社会福祉協議会に関する事項
- (11) 資産に関する事項

(審査会)

第5条 伊勢原市社会福祉法人審査会の設置については、別に定める。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、法人設立認可等の事前指導及び審査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

法人設立認可・定款変更認可指導基準

項目	細項目	指導事項	備考
1 事業計画	(1) 社会福祉事業	<p>ア 施設配置に当たっては市の総合計画との調整が図られていること。</p> <p>イ 施設配置に対し、地域住民の協力及び理解を得ること。</p>	施設の適正配置等 地域との連携
2 役員	(1) 理事	<p>ア 県内のみで事業を営む法人にあっては、原則として理事の2分の1以上は県内に住居を有する者とする。</p> <p>イ 理事の中に原則として、同種又は類似の社会福祉事業についての知識経験を有する者が参加していること。</p>	
	(2) 監事	<p>ア 監事のうち1名は、原則として県内に住居を有する者とする。</p>	
3 その他	(1) 名称	<p>ア 法人の名称は、理事長等の個人名から引用することは望ましくないこと。</p> <p>イ 県内において、同一名称の法人がないこと。</p> <p>ウ 事業内容とかけ離れた名称や長すぎる誇大な名称でないこと。</p>	
	(2) 諸規程の整備	<p>ア 法人運営に関する各種規程案があること。</p> <p>(ア) 組織及び職制に関する規程</p> <p>(イ) 就業規則</p> <p>(ウ) 経理規程</p> <p>(エ) その他必要と認められる規程</p>	

第1号様式（第3条関係）

社会福祉法人設立計画概要書

（作成日： 年 月 日）

設立代表者	氏名	
	住所	
その他の設立者氏名		

1 法人名称及び名称の由来

ふりがな		名称の由来	
法人名称	(仮称)		

2 主たる事務所の所在地等

主たる事務所の所在地	
その他事業を行う場所	

3 実施しようとする事業

種類	名称	定員(名)	種類	名称	定員(名)
第一種社会福祉事業			公益事業		
第二種社会福祉事業			収益事業		
施設整備に係る県補助金交付申請	有・無	※「有」の場合	施設名称		
			初年度出来高見込	%	

※ 事業に関する特記事項（既存事業者からの事業引継等）

--

4 設立当初の役員（理事定数： 名）（監事定数： 名）

役職	氏名	年齢	現在の職業、役職等	住所	要件等
理事長					
理事					
監事					
監事					

備考

- 1 「年齢」欄には作成日現在の年齢を記載してください。
- 2 次のいずれかの要件等に当てはまる方は、「要件等」欄に該当する記号を記載してください。（複数に当てはまる場合は、当てはまる全ての記号を記載してください。）
 - ・社会福祉事業について学識経験を有する者…「A」
 - ・地域の福祉関係者…「B」
 - ・施設長予定者…「C」
 - ・同種又は類似の社会福祉事業についての知識経験を有する者…「D」
 - ・財務諸表等を監査しうる者…「E」
 - ・設立法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者…「F」
 - ・施設職員（施設長を除く）予定者…「G」

※ 理事のうちに親族等の特殊の関係のある者がいる場合は、氏名と関係を記載してください。

親族等の特殊の 関係のある者	(記載例) 神奈川太郎と神奈川次郎は兄弟（太郎が兄、次郎が弟）
-------------------	---------------------------------

6 社会福祉事業を行うために直接必要な不動産の調達方法

(1) 土地

区分			土地の所在地	筆数・面積
①	贈与(寄附)を受ける場合	贈与予定者氏名・名称		計 筆
		贈与予定者と設立時役員との関係		計 . m ²
		土地の評価額等 円		
②	購入する場合	現所有者氏名・名称		計 筆
		現所有者と設立時役員との関係		計 . m ²
		購入予定価額 円		
③	他から貸与を受ける場合	所有者氏名・名称		計 筆
		現所有者と設立時役員との関係		計 . m ²
		地上権又は賃借権の設定		期間： 年間 登記予定(有・無) 年間賃借料： 円/年

(2) 建物(建設する場合)

施設整備にかかる費用		施設整備費の財源	
項目	金額(円)	項目	金額(円)
設計監理費		自己資金	
建築工事費		国・県補助金・交付金	
設備備品整備費		()市町村補助金・交付金	
		福祉医療機構からの借入金	
		その他借入金	借入先
			借入先
計		計	

※ 建築確認を得る前に必要な土地利用に関する許認可等について、根拠法令、許認可権者、申請先等を記載してください。

--

(3) 建物（建設する以外の場合）

区分			建物の所在地	構造・延床面積
①	贈与(寄附)を受ける場合	贈与予定者氏名・名称		造 階建
		贈与予定者と設立時役員との関係		計 . m ²
		建物の評価額等		
②	購入する場合	現所有者氏名・名称		造 階建
		現所有者と設立時役員との関係		計 . m ²
		購入予定価額		
③	他から貸与を受ける場合	所有者氏名・名称		造 階建
		現所有者と設立時役員との関係		計 . m ²
		地上権又は賃借権の設定		

7 設立当初の資産

(1) 設立当初に受ける土地・建物以外の贈与(寄附)

①	贈与予定者氏名・名称		用途	
	贈与予定者と設立時役員との関係		建設自己資金：	円
	贈与を受ける資産の種類	現金・その他()	〇〇購入資金：	円
	金額(評価額等)	円	運転資金：	円
			法人事務費：	円
			基本財産：	円
②	贈与予定者氏名・名称		用途	
	贈与予定者と設立時役員との関係		建設自己資金：	円
	贈与を受ける資産の種類	現金・その他()	〇〇購入資金：	円
	金額(評価額等)	円	運転資金：	円
			法人事務費：	円
			基本財産：	円

(2) 設立当初の資産の内容

区分	土地 評価額(円)	建物 評価額(円)	現金預金 (円)	その他の資産 評価額(円)
基本財産				
公益事業用財産				
収益事業用財産				
運用財産				

8 事業開始までに借り入れる借入金

(1) 施設整備費や運転資金などの借入

借入先	借入の目的	借入金額(千円)	利率(%)	償還期間	償還財源	事業用不動産への抵当権設定	協
			.	年		無・有(順位)	
			.	年		無・有(順位)	
			.	年		無・有(順位)	
			.	年		無・有(順位)	

備考 福祉医療機構との協調融資の場合は、「協」欄に○印を記載してください。

(2) つなぎ資金の借入

借入先	借入時期	借入金額(千円)	利率(%)	返済時期	担保提供
	年 月		.	年 月	無・有(担保の内容:)
	年 月		.	年 月	無・有(担保の内容:)

9 経常経費に充当する寄附金

内容	年間の寄附額(円)	贈与予定者氏名・名称	年齢	職業	年間所得(千円)
賃借料に充当する寄附金					
借入金の償還財源とする寄附金					

10 経常経費に充当する補助金・交付金

内容	年間の支給額(円)	支給額の根拠
() 市町村元金償還金補助金		

11 事業開始前にかかる費用及び運転資金とその財源

事業開始前にかかる費用	項目	金額(円)	財源	
			区分	金額(円)
			贈与(寄附)	〇〇購入資金
				運転資金
				法人事務費
			借入金	借入先
				借入先
	事業開始時に確保する運転資金			
	合計		合計	

備考

- 「事業開始前にかかる費用」欄には、事業開始前に法人が支出する費用のうち、施設整備にかかる費用（6(2)で記載したもの）以外の全ての費用を記載してください。（事業開始前の人件費、旅費交通費、賃借料、つなぎ資金利息等）
- 「事業開始時に確保する運転資金」欄には、事業開始時点で運転資金として確保しておく現金、普通預金又は当座預金等の金額を記載してください。
- 「財源」欄には、事業開始前にかかる費用や事業開始時に確保する運転資金の財源となるものを記載してください。（7(1)で記載した贈与のうち、「建設自己資金」や「基本財産」以外のものを含みます。）

※ 法人の年間事業費の見込みとその算定根拠を記載してください。

法人の年間事業費 (a)	円	年間事業費の算定方法
(a) × <u> </u> / 12	円	

※ 事業開始当初の稼働率の見込みとその算定方法・根拠を記載してください。

--

12 施設について（※ 保育所を経営する法人を設立する場合のみ記載してください。）

(1) 施設長予定者

氏名	年齢	住所	職業	法令に定める資格の状況

(2) 職員数

人 （※ 国の配置基準： 人）

(3) 施設の必要性及び既存施設の状況

第2号様式（第3条関係）

社会福祉法人定款変更概要書

提出年月日： 年 月 日

法人名称						電話番号					
法人の所在地		〒									
代 表 者		氏 名		就任年月日		年齢	住 所				
				.		.					
設立認可年月日		年 月 日		設立登記年月日		年 月 日					
定 款 変 更 事 項	1										
	2										
	3										
事 業	社会福祉 事業	種類及び名称				事業開始年月日		定員	備考		
		第 種									
		第 種									
	第 種										
	事業の概要					事業開始年月日					
	公益事業										
	収益事業										
その他											
役 員 等	理事定数（現員）		（ ）名		監事定数（現員）		（ ）名		評議員定数（現員）		（ ）名
	役職	氏名	年齢	特殊 関係	住所		職業 (含公職)	学識 経験	地域 福祉	理事会等へ の出席回数 (出席数/年 開催数)	
施 設 長	施設名		氏名		就任年月日	年齢	職業	法令に定める資格等			
区分	開催年月日		出席者数		決議事項						
理事会			名								
評議員会											
事業運営 概要											

定款変更項目	定款変更内容説明

社会福祉法人設立認可等審査調書

審 査 項 目								審査結果
1 法人名称 _____								適・否 適・否 適・否
1-1 理事長等の個人名から引用したものでないこと。								
1-2 法人及び施設とも市内に同一名称がないこと。								
1-3 事業内容とかけはなれた名称や、長すぎた誇大な名称でないこと。								
2 所在地								
3 役員	役 職	氏 名	学 識 経 験	地 域 福 祉 関 係	施 設 長	親 族 等 の 特 殊 関 係	居 住 市 区 町 村	

審 査 項 目	審 査 結 果
3-1 定数は、事業規模等の実態に則したものであること。	適・否
3-2 欠員が生じていないこと。 社会福祉法では定数の3分の1までは欠員が認められているが、1名でも欠員が生じている場合は、速やかに補充が行われるのが望ましい。	適・否
3-3 役員の定数は、確定数とすること。	適・否
<p>3-4 適格性</p> <p>1 次の各号の1に該当するものは、社会福祉法人の役員になることができない。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(2) 生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法に違反して刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 前項に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(4) 社会福祉法第56条第4項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員</p> <p>2 関係行政庁の職員が法人の役員となっていることは社会福祉法第61条に規定する公私分離の原則に照らして適当でないので、原則認めないこと。</p> <p>3 実際に法人運営に参画できない者を名目的に選任することは適当でないこと。</p> <p>4 地方公共団体の長等の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加したりすることは適当でないこと。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

審 査 項 目	審 査 結 果								
<p>4 理 事</p> <p>4-1 理事の定数は、6名以上であること。</p> <p>4-2 適格性</p> <p>(1) 理事は社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たしうる者であること。</p> <p>(2) 理事の中から理事長を選出すること。</p> <p>(3) 各理事と親族等の特殊の関係のある者が、次の制限を超えないこと。</p> <table data-bbox="507 734 965 884" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">理事定数</td> <td style="text-align: center;">親族等の人数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～9名</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10～12名</td> <td style="text-align: center;">2名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13～15名</td> <td style="text-align: center;">3名</td> </tr> </table> <p>(注) 親族等の特殊の関係にある者とは次の者をいう。</p> <p>ア 役員と民法に定める親族関係にある者</p> <p>イ 役員とまだ婚姻届けをしていないが、事実上婚姻と同様である者</p> <p>ウ 役員の使用人及び役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>エ イ又はウの親族でこれらの者と生計を一にしている者</p> <p>オ 役員が役員となっている会社の役員、使用人及びその会社の経営に従事する他の者並びにその会社の同族会社の使用人で、役員と同等の権限を有する者</p> <p>カ ア～エの者と同族会社の関係にある法人の役員及び使用人</p> <p>(4) 法人にかかる社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数3分の1を超えてはいないこと。</p> <p>(5) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。</p> <p>(注) 学識経験を有する者とは次の者をいう。</p> <p>ア 社会福祉に関する教育を行う者</p> <p>イ 社会福祉に関する研究を行う者</p> <p>ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者</p> <p>エ 公認会計士、税理士、弁護士等謝社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者</p>	理事定数	親族等の人数	6～9名	1名	10～12名	2名	13～15名	3名	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
理事定数	親族等の人数								
6～9名	1名								
10～12名	2名								
13～15名	3名								

審 査 項 目	審査結果
<p>(注) 地域の福祉関係者とは、次の者をいう。ただし、監事については、オを除く。</p> <p>ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役員</p> <p>イ 民生委員・児童委員</p> <p>ウ 社会福祉に関するボランティア団体親の会等の民間社会福祉団体等の代表者等</p> <p>エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者</p> <p>オ 自治会、町内会、婦人会、商店会等の役員その他その者の参画により施設運営又は在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者</p> <p>(6) 社会福祉施設を経営する法人にあつては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1名以上の施設長等が理事として参加すること。ただし、評議員会を設置していない法人にあつては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。</p> <p>4-3 理事は、それぞれが代表権を有しても差し支えないが、各理事と親族等特殊の関係にある者のみが代表権を有する理事となることは適当でないこと。</p> <p>4-4 理事の中に原則として同種又は類似の社会福祉事業についての知識又は経験を有する者が参加していること。</p> <p>4-5 市内のみで事業を経営する法人にあつては、原則として理事総数の2分の1以上は、市内に住所を有すること。</p> <p>4-6 常務理事を置くときは、理事長、常務理事、平理事等の権限を明らかにすること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>5 監 事</p> <p>5-1 定数は2名以上とすること。</p> <p>5-2 本社会福祉法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任していないこと</p> <p>5-3 監事のうち1名は、法第44条に規定する財務諸表等を監査しうる者であること。</p> <p>5-4 監事のうち1名は、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。</p> <p>5-5 他の役員と親族等の特殊の関係にある者でないこと。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

審 査 項 目	審 査 結 果
<p>5-6 本社会福祉法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者でないこと。</p> <p>5-7 監事のうち1名は、原則として県内に住所を有する者とする こと。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>6 評議員及び評議員会</p> <p>6-1 法人においては、評議員会をおくこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人についてはこの限りではない。 (1) 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置を執る社会福祉事業 (2) 保育所を経営する事業 (3) 介護保険事業</p> <p>6-2 評議員の定数は、理事定数の2倍を超える数とする。</p> <p>6-3 各評議員について親族等の特殊の関係にある者が、定款に定める数を超えて選任されていないこと。</p> <p>6-4 本法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えてはならないこと。</p> <p>6-5 社会福祉事業の経営は、地域との連携が必要なことから評議員には地域の代表を加えること。 また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。</p> <p>6-6 評議員会を設置したときは、原則としてこれを諮問機関措置とし、法人の業務の決定に当たり重要な事項についてあらかじめ評議員会の意見を聴くことが必要であること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>7 社会福祉事業 〔事業名〕</p> <p>7-1 法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。</p> <p>7-2 関係法令通知による設置及び運営の基準に則して、適正に経営されるものであること。</p> <p>7-3 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

審 査 項 目	審 査 結 果
<p>7-4 関係機関との連絡が十分になされ、地域社会との協調が計られていること。</p> <p>7-5 施設設置に当たっては、具体的な資金計画があること。</p> <p>7-6 事業の開始、変更、廃止等に係る所要の手続が遅滞なく行われていること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>8 公益事業 〔事業名〕</p> <p>8-1 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。</p> <p>8-2 社会福祉法人の行う社会福祉事業の純粋性を損なうおそれのないものであるもの。</p> <p>8-3 事業を行うことにより、法人の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。</p> <p>8-4 事業は、その法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあること。</p> <p>8-5 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係ないものを行うことは認められない。</p> <p>8-6 公益事業において収益を生じたときは、法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。</p> <p>8-7 公益事業を行う場合は評議員会を設置すること。</p> <p>8-8 公益事業用財産を区分したうえ、特別会計とすること。</p> <p>〔公益事業の例示〕</p> <p>1 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する場合</p> <p>2 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるため会館等を経営する場合 なお、営利事業を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。 また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

審 査 項 目	審 査 結 果
<p>3 老人保健施設（無料又は低額な費用で利用させるものを除く。）、有料老人ホーム、老人憩いの家等を経営する事業及びいわゆる老人大学等を経営する事業</p> <p>4 身体障害者向け住宅、身体障害者保養所、身体障害者体育館等を経営する事業</p> <p>5 企業委託型保育サービス、おもちゃ図書館、心身障害児保養所等を経営する事業</p> <p>6 精神障害者向け生活施設、共同住宅を経営する事業</p> <p>7 保育士養成所及び社会福祉士・介護福祉士養成施設の経営、手話通訳者養成・派遣を行う事業及び社会福祉事業従事者等に対し研修を行う事業</p> <p>8 専用の施設を使用して福祉サービスを要する者に対して無償又は実費に近い対価で給食、入浴等のサービスを行う事業</p>	
<p>9 収益事業</p> <p>〔事業名〕 1 2 3</p> <p>9-1 法人が行う社会福祉事業の財源に充てるため、一定の計画のもとに収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。</p> <p>〔収益事業に該当しない場合〕</p> <p>1 法人が使用することを目的とする施設等を外部の者に依頼されて、法人の業務に支障のない範囲内で使用させるとき。例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる等。</p> <p>2 たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行うとき。</p> <p>3 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営するとき。</p> <p>9-2 事業の種類については、特別な制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。 従って、法人税法第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱うときもあること。</p> <p>〔社会的信用を傷つけるおそれに該当する事業〕</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律にいう風俗関連事業</p> <p>2 高利の融資事業</p> <p>3 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>

審 査 項 目	審 査 結 果
9-3 事業から生じた収益は、法人が行う社会福祉事業の経営に充てること。	適・否
9-4 事業から生じる収益を、物件を取得するための借入金の償還財源として予定する場合は、借入金の償還が収益事業を行うことの主たる目的でないこと。	適・否
9-5 事業を行うことにより、法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。 〔円滑な遂行を妨げるおそれのある場合〕 1 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるおそれのあるとき。 2 社会福祉事業と収益事業が同一設備を使用して行われるとき。	適・否
9-6 事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。	適・否
9-7 事業を行ううえで必要な資産は、社会福祉事業のために使用する資産と明確に分離できるものでなければならず、また事業にかかる借入金は、おおむね収益事業用財産の2分の1を超えない範囲内でなければならない。 (注) 1 母子及び寡婦福祉法に基づく資金の貸付を受けて行う収益事業については適用がない。 2 「事業にかかる借入金」には、長期借入金のほか、買掛金及び未払金が含まれる。	適・否
10 社会福祉協議会 10-1 法人とする積極的な理由があること。 10-2 事業規模に応じた数の専任職員を有すること。ただし、施設の経営に従事する職員はこのうちに含めないこと。 10-3 独立した事務所を有すること。この場合においては、原則として単独の部屋を有すべきであるが、特別の事情があるときは、室内の一区画でも差し支えないこと。 10-4 事業規模に応じた資産を有すること。 10-5 関係行政庁の職員は、役員総数の5分の1を超えないこと。 10-6 本市の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の全部が参加することを原則とすること。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否

審 査 項 目	審 査 結 果
10-7 設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行っていること。	適・否
<p>10-8 社会福祉協議会が、入所させることを目的とする社会福祉施設の経営を行うことは、その本来の事業を実施するうえで必ずしも好ましくないが、他に経営主体がない場合で経営が長期にわたらないときは、差し支えないこと。</p> <p>なお、児童館、老人福祉センター、身体障害者福祉センター等を主として地域の住民を対象に通所させて行う地域性の濃厚な事業については、これを行って差し支えないこと。</p>	適・否
10-9 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営する場合を除く。）及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）が基本財産とされていること。ただし、市社会福祉協議会にあっては、300万円と10円に市の人口を乗じて得た額（100万円以下の時は100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産が基本財産とされていること	適・否
11 資産	
11-1 法人は、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について、所有権を有していなければならないこと。	適・否
11-2 前項により難しい場合は、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件にあって法人が所有権を有していないものについて、国又は地方公共団体から無償の貸与又は使用許可を受けていなければならないこと。	適・否
11-3 都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、前2項により難しい場合であって、不動産の一部に限り国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることとしても差し支えないが、この場合には、その事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。	適・否
11-4 法人の資産の区分は基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産とすること。	適・否
11-5 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保として使用する場合には、社会福祉法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。	適・否

審 査 項 目	審 査 結 果
<p>11-6 社会福祉施設を経営する法人にあっては、全ての施設についてその施設のために使用する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、全ての社会福祉施設のために使用する不動産が国又は地方公共団体から借用又は使用許可されたものであるときは、1000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を基本財産として有していなければならないこと。</p>	適・否
<p>11-7 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が計られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。 所轄庁が認める額の資産は、_____とする。</p>	適・否
<p>11-8 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外は、全て運用財産であること。 (注) 運用財産の処分等に特別な制限はないが社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。</p>	適・否
<p>11-9 公益事業及び収益事業のために使用する財産は、他の財産と明確に分離して管理すること。</p>	適・否
<p>11-10 法人の設立に際して、寄附金が予定されているときは、書面による贈与契約が締結され、かつ、寄附者の所得能力、営業実績、資産状況等からその寄附が確実になされること。 所得能力、営業実績及び資産状況については、所得証明書、資産証明書等により明らかにされていること。</p>	適・否
<p>11-11 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されているときも前項と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていないなければならないこと。</p>	適・否
<p>11-12 法人を設立するときは、必要な資産として運用財産のうちに法人の年間事業費の12分の1以上※に相当する現金、普通預金又は当座預金を有していなければならないこと。（※ 介護保険に係る事業の場合は12分の2以上）</p>	適・否